

佐賀県後期広域連合だより

発行 佐賀県後期高齢者医療広域連合
発行日 令和6年6月28日

第8号

【今号の内容】

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ・・・1～2ページ
 - ・後期高齢者医療保険料について
 - ・医療費のお知らせについて
- 佐賀県の後期高齢者医療の運営状況・・・2ページ
 - ・医療給付費と財源の状況（令和6年度予算）
 - ・令和5年度の被保険者数の状況
- 令和6年度の保健事業の紹介・・・3～5ページ
 - ・後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！
 - ・「オーラルフレイル」を予防して健康長寿を目指しましょう！
 - ・76歳歯科健診「歯（し）あわせ健診」を実施しています
 - ・ジェネリック医薬品を利用しましょう！
- 保健師からのひとこと・・・6ページ
- 今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります・・・7ページ

佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について

○保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直されます。

後期高齢者医療制度に加入されている方（以下「被保険者」）の医療給付費は、みなさまに納めていただく後期高齢者医療保険料（約1割）のほか、若い世代が負担する後期高齢者支援金（約4割）や公費（約5割）でまかなわれています。

今回の見直しでは、被保険者の増加により医療費の増加が見込まれることや、医療保険制度改革（みなさまを支えている若い世代の負担上昇を抑制するための高齢者負担割合の見直しや出産育児一時金の一部を支援する仕組みの導入等）の影響を踏まえ、保険料率が改定されました。

【令和4～5年度】

$$\text{年間保険料額 (限度額66万円)} = \text{均等割額 (54,100円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 10.23\%)$$



【令和6～7年度】

$$\text{年間保険料額 (限度額80万円)}^{*1} = \text{均等割額 (57,100円)} + \text{所得割額 (基礎控除後の総所得金額等} \times 11.09\%)^{*2}$$

※1 令和5年度末（令和6年3月31日）時点で75歳以上または、令和6年度末（令和7年3月31日）までに障害認定による被保険者である方の賦課限度額は、令和6年度に限り73万円です。

※2 「基礎控除後の総所得金額等」が58万円以下の方の所得割額は、令和6年度に限り10.27%（軽減用所得割率）で算出します。

医療費のお知らせについて

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ「後期高齢者医療費のお知らせ」をお送りしています。このお知らせは、一定の期間にかかった医療費の情報をお知らせすることにより、ご自身の健康や医療費に対する関心を深めていただくことを目的に、年に2回送付しています。確定申告等の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用することができますので、手続きに使用される方は大切に保管してください。

	送付時期	通知に記載する診療月
通知1回目	令和6年11月下旬	令和6年1月～8月
通知2回目	令和7年2月下旬	令和6年9月～12月

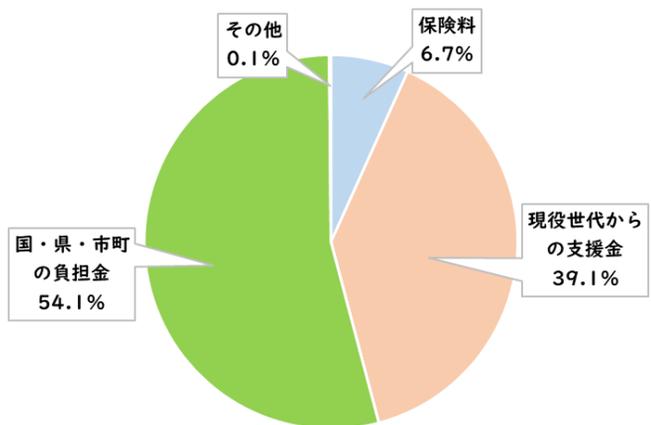
佐賀県の後期高齢者医療の運営状況

医療給付費と財源の状況（令和6年度予算）

令和6年度当初予算では、医療給付費（医療費から皆様が支払われる一部負担金を除いたもの）の総額を1,393億円と見込んでいます。被保険者（75歳以上の高齢者）の増に伴う保険給付費の増などで、前年度の1,325億円から68億円増加しています。

この財源には、皆様が納められる保険料94億円、現役世代からの支援金545億円のほか、国・県・市町の負担金752億円などが充てられています。

区分	金額	構成割合
保険料	94億円	6.7%
現役世代からの支援金	545億円	39.1%
国・県・市町の負担金	752億円	54.1%
その他	2億円	0.1%
合計	1,393億円	100.0%



令和5年度の被保険者数の状況（令和6年3月31日）

	年度	被保険者数 (人)	伸び率 (%)	対佐賀県人口比 (%)
被保険者数 132,341人	令和4年度末	128,317	2.40	16.14
	令和5年度末	132,341	3.14	16.77

令和6年度の保健事業の紹介

後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！

後期高齢者の方を対象に、**無料**の健康診査を実施しています。健康診査の結果は、「今あなたの体の中に起きていること」を伝えてくれます。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、自覚症状がなく重症化し、突然、脳卒中や心筋梗塞などに至ることがあります。

ぜひ、**年1回の健康診査**を受けて、いつまでも健康な生活を送りましょう。



健診で何が分かるの？

- 主な検査内容は、
身体測定（身長・体重等）、血圧測定、
血液検査（血中脂質・肝機能・血糖等）、
尿検査（糖・蛋白）です。
- 後期高齢者の質問票で、**フレイルチェック**ができます。
- 血清アルブミン検査で、**低栄養チェック**ができます。

年1回
無料

フレイルとは？

フレイルは、健康状態と介護が必要な状態の中間の状態です。早めに気づき、適切な予防をすれば、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。



日程・場所

市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なります。

※お住まいの市町の健診担当課へお問い合わせください。

※佐賀県後期高齢者医療広域連合ホームページのトップページ

「お住まいの市町窓口はこちら」を参照ください。

※治療中の方は、かかりつけ医にご相談の上、受診してください。

※**年度（4月から翌年3月まで）に1回のみ無料です。**

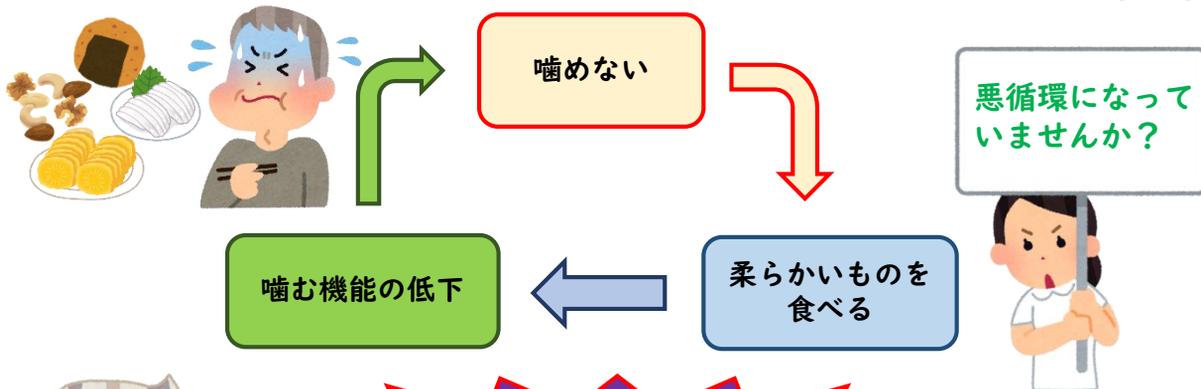
2回目からは、自己負担になりますのでご注意ください。



「オーラルフレイル」を予防して健康長寿を目指しましょう！

オーラルフレイルとは？

「オーラルフレイル」は、直訳すると「口の機能の虚弱」となります。口腔機能の衰えは放っておいたり、適切に対処しなかったりすることにより、心身機能の低下にまでつながってしまいます。



オーラルフレイルが招く危険

- ・誤嚥性肺炎
- ・脳卒中、心臓病
- ・認知症
- ・閉じこもり
- ・低栄養状態
- ・骨折、転倒 など

オーラルフレイルを予防するには、歯と口の健康を保つことが大切です。「口の中を清潔に保つこと」そして「加齢で衰える口腔機能の維持・改善に努めること」がポイントとなります。また、定期的な歯科健診で自分の歯や口の状態を知ることもオーラルフレイルの予防につながります。



76歳歯科健診「歯(し)あわせ健診」を実施しています

令和6年度に76歳になる方を対象に、無料の歯科健診「歯(し)あわせ健診」を実施しています。検査項目には、口腔機能のチェックも入っていますので、歯科健診で歯と口の健康状態をチェックしてオーラルフレイルを防ぎましょう。この機会にぜひ受診してください。

対象

令和6年度に76歳になる方

(昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生)

● 対象者には4月に受診券をお送りしています。

※令和5年度に76歳になった方で、令和6年3月31日までに県外から転入された方も対象です。

期間

令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
(医療機関の休診日は除く)

方法

受診券と一緒に届いた「歯科医院一覧表」に記載されている歯科医院に電話で予約してください。



ジェネリック医薬品を利用しましょう！

○ジェネリック医薬品の使用で、薬にかかる個人負担が軽くなります

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造販売される医薬品で、国の厳しい審査基準を満たし、新薬と同等の有効性や品質を持つ低価格の医薬品です。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、特に複数の薬の服用や長期的な服用が必要な場合は効果的です。

○医療の未来に向けて

ジェネリック医薬品を多くの方が利用することで個人の医療費が軽減され、日本全体の医療費についても効率化することが可能となります。この効率化された医療費を有効活用し、新しい医療技術や新薬の開発に活用できます。



また、日本においては少子高齢化が進んでいるため、今後も医療費の増大が予想されています。ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるだけでなく、日本の優れた医療保険制度を子や孫など次の世代に引き継いでいくことにも貢献します。

○佐賀県におけるジェネリック医薬品の使用状況

佐賀県の後期高齢者に処方された医薬品に占めるジェネリック医薬品の数量の割合（数量シェア）は順調に増加しており、令和6年3月時点で85.0%と国が目標として掲げる80%を達成しています。



年月	数量シェア (%)
令和4年3月	81.9
令和5年3月	83.4
令和6年3月	85.0

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。

詳しくは、かかりつけ医や薬剤師へご相談ください。

※一部ジェネリック医薬品は供給量が減少しており、在庫が不足している場合があります。希望通りに変更できない場合もありますので、予めご了承ください。

※広域連合では、被保険者証の年次更新時（7月末発送）に『ジェネリック医薬品希望シール』を同封しています。被保険者証やお薬手帳に貼りつけてご活用ください。





その不調、お薬の飲み合わせが原因かも！？

高齢になると、病院にかかることも増えます。それに伴い、服用するお薬が増え、飲み合わせによる副作用などが生じることを「ポリファーマシー」と言います。副作用の主な症状としては、ふらつき・転倒、記憶障害、抑うつ、食欲低下、排尿障害・尿失禁などがあります。

ポリファーマシーを防ぐために、下記の点に注意しましょう。



「お薬手帳」を活用しましょう

お薬手帳には服薬状況等が記録されており、処方量の目安となります。一冊にまとめて、必ず持参するようにしましょう。薬剤師がいつ出されたお薬かを調べ、お薬の整理をお手伝いします。

『かかりつけ薬局・薬剤師』をもちましょう



あなたがもらっているお薬を、ひとつの薬局でいつも同じ薬剤師が確認することで、いくつもの医療機関から同じようなお薬が出ていないか、飲み合わせに問題がないかのチェックをすることができます。

「処方されたお薬が飲み込みにくい」「市販のサプリメントやお薬と、今飲んでいるお薬の飲み合わせや、治療中の病気に影響しないか心配」「健康診断の結果の見方がわからない」そんな時も、ぜひ『かかりつけ薬局・薬剤師』に相談してください。

「残薬」をつくらない



お薬を処方どおりに服用できなかったことで症状が悪化し、お薬が増えてしまう悪循環に陥ってしまう可能性があります。もし、飲み残したお薬があるときは「おくすり手帳」と一緒に「かかりつけ薬局・薬剤師」へ持って行きましょう。薬剤師が飲み残しの薬の調節や、気づいていない副作用が出ていないかなどの確認も行います。

むやみにお薬を欲しがらない



お薬の数や種類が増えるほど、飲み忘れや副作用などのリスクが高まります。医師の診断と処方を信頼し、多くもらいすぎないようにしましょう。



重複受診をひかえる

同じ症状で複数の医療機関を訪ねる重複受診は、お薬の重複を招くことに加えて、治療の重複等により体に負担がかかってしまいます。安易な複数の医療機関への受診は避けましょう。

ご自分やご家族の健康のためにも、“何でも相談できる”
『かかりつけ薬局・薬剤師』をおもちいただくことをお勧めします。



今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

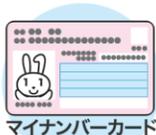
とっても
カンタン!

医療機関等を受診の際は マイナンバーカードをご利用ください

1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!



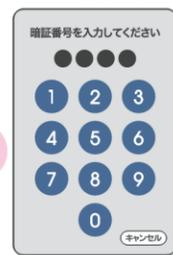
2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を 利用いたします
過去の手帳以外の診療・お薬情報を 当機関に提供することに同意し ますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。
<input type="button" value="同意しない"/>
<input type="button" value="同意する"/>

(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の健康情報を当機関に提供す ることに同意しますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。
<input type="button" value="同意しない・40歳未満"/>
<input type="button" value="同意する"/>

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長令和7年7月31日まで使用可能です。**
※有効期限が令和7年7月31日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。
なお、転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。
- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます**（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

【お問い合わせ先】佐賀県後期高齢者医療広域連合
〒840-0201

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階
電話：0952-64-8476 ファックス：0952-62-0150
ホームページ：<https://www.saga-kouiki.jp/>